

訪問看護サービス重要事項説明書

利用者様に対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者が利用者様に説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社一凜
所在地	東京都練馬区富士見台4-14-1
法人種別	株式会社
管理者	望月 祐輝
電話番号	03-5848-3257
FAX 番号	03-5848-3534

介護保険法令に基づき東京都知事から指定を受けている事業所名称 (指定番号)	介護保険法令に基づき東京都知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類
株式会社一凜 いちりん訪問看護ステーション練馬 (1362091264)	訪問看護 介護予防訪問看護

2. 事業の目的と運営方針

いちりん訪問看護ステーション練馬は、可能な限りご自宅で日常生活を営むことができるよう、利用者様の立場に立ち、医療と福祉・介護の総合的な視点をもって訪問看護サービスを提供いたします。また、医療や介護を必要とする方が必要な保険制度を適切に受けることができるように努め、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する機関との密接な連携を保ち、総合的なサービス提供を行います。

3. 事業所の職員体制（基準：看護師2.5人以上/1事業所）（令和7年4月1日現在）

職員資格	常勤	非常勤
看護師	6名	1名
理学療法士	1名	2名
作業療法士	1名	0名
合計	8名	3名

4. 営業時間

平日 9:00～18:00

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月30日～1月3日）を除く

5. 事業の実施地域

練馬区

6. 利用料金

(1) 利用料

ア. 基本料金（要介護1～5）

	料金区分	1回あたりの 単位数	サービス 金額	自己負担額 1割	自己負担額 2割	自己負担額 3割
看護師	20分未満 (朝・夜・深夜のみ)	314	3,579 円	358 円	716 円	1,074 円
	30分未満	471	5,369 円	537 円	1,074 円	1,611 円
	30分以上 1時間未満	823	9,382 円	939 円	1,877 円	2,815 円
	1時間以上 1時間30分未満	1128	12,859 円	1,286 円	2,572 円	3,858 円
理学療法士等	20分	294	3,351 円	336 円	671 円	1,006 円
	40分	588	6,703 円	671 円	1,341 円	2,011 円
	60分	795	9,063 円	907 円	1,813 円	2,719 円
指定定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護事業所と連携して 指定訪問看護を行う場合	月額包括報酬 ※要介護5の場合は 800 単位/月の加算	2961	33,755 円	3,376 円	6,751 円	10,127 円

※1 級地のサービス金額:1 回あたりの単位 × 11.40円

※通常の利用時間以外のサービスは利用料が割り増しとなります。

- ・早朝(6時～9時) 25%増
- ・夜間(18時～22時) 25%増
- ・深夜(22時～6時) 50%増

※理学療法士による訪問の場合は、週6回が限度です。

イ. 加算料金（要介護1～5） 付加サービス

	加算内容	単位数	サービス 金額	自己負担額 1 割	自己負担額 2 割	自己負担額 3 割
算定対象となる加算 区分支給限度基準額	看護体制強化加算	300/月	3,420 円	342 円	684 円	1,026 円
	長時間訪問看護加算	300/回	3,420 円	342 円	684 円	1,026 円
	複数名訪問	30分未満	254/回	2,895 円	290 円	579 円
	看護加算	30分以上	402/回	4,582 円	459 円	917 円
	退院時共同指導加算	600/回	6,840 円	684 円	1,368 円	2,052 円
	初回加算Ⅰ	350	3,990 円	399 円	798 円	1,197 円
	初回加算Ⅱ	300	3,420 円	342 円	684 円	1,026 円
	看護・介護職員連携強化加算	250/月	2,850 円	285 円	570 円	855 円
	口腔連携強化加算	50/月	570 円	57 円	114 円	171 円

※区分支給限度基準額：認定に応じた枠内の単位を使用する。

	加算内容	単位数	サービス 金額	自己負担額 1 割	自己負担額 2 割	自己負担額 3 割
算定対象外となる加算 区分支給限度基準額	サービス提供体制強化加算Ⅰ	6/回	68 円	7 円	14 円	21 円
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	3/回	34 円	4 円	7 円	11 円
	緊急時訪問看護加算Ⅰ	600/月	6,840 円	684 円	1,368 円	2,052 円
	緊急時訪問看護加算Ⅱ	574/月	6,543 円	655 円	1,309 円	1,963 円
	特別管理加算Ⅰ	500/月	5,700 円	570 円	1,140 円	1,710 円
	特別管理加算Ⅱ	250/月	2,850 円	285 円	570 円	855 円
	ターミナルケア加算	2500/月	28,500 円	2,850 円	5,700 円	8,550 円

※加算の対象となるサービス

ウ. 基本料金（要支援1～2）

	料金区分	1回あたりの 単位数	サービス 金額	自己負担額 1 割	自己負担額 2 割	自己負担額 3 割
看護師	20分未満(朝・夜・深夜のみ)	303	3,454 円	346 円	691 円	1,037 円
	30分未満	451	5,141 円	515 円	1,029 円	1,543 円
	30分以上1時間未満	794	9,051 円	906 円	1,811 円	2,716 円
	1時間以上1時間30分未満	1090	12,426 円	1,243 円	2,486 円	3,728 円
理学療法士等	20分	284	3,237 円	324 円	648 円	972 円
	40分	568	6,475 円	648 円	1,295 円	1,943 円
	20分(13カ月目以降)	279	3,180 円	318 円	636 円	954 円
	40分(13カ月目以降)	558	6,361 円	637 円	1,273 円	1,909 円

※1級地のサービス金額:1回あたりの単位×11.40円

※通常の利用時間以外のサービスは利用料が割り増しとなります。

・早朝(6時～8時) 25%増

・夜間(18時～22時) 25%増

・深夜(22時～6時) 50%増

※理学療法士等による訪問の場合は、週6回が限度です。

エ. 加算料金 (要支援1～2) 付加サービス

	加算内容	単位数	サービス 金額	自己負担額 1割	自己負担額 2割	自己負担額 3割
算定対象となる加算 区分支給限度基準額	看護体制強化加算	300/月	3,420 円	342 円	684 円	1,026 円
	長時間訪問看護加算	300/回	3,420 円	342 円	684 円	1,026 円
	複数名訪問	30分未満	254/回	2,895 円	290 円	579 円
	看護加算	30分以上	402/回	4,582 円	459 円	917 円
	退院時共同指導加算	600/回	6,840 円	684 円	1,368 円	2,052 円
	初回加算Ⅰ	350	3,990 円	399 円	798 円	1,197 円
	初回加算Ⅱ	300	3,420 円	342 円	684 円	1,026 円
	看護・介護職員連携強化加算	250/月	2,850 円	285 円	570 円	855 円
	口腔連携強化加算	50/月	570 円	57 円	114 円	171 円

	加算内容	単位数	サービス 金額	自己負担額 1割	自己負担額 2割	自己負担額 3割
算定対象外となる加算 区分支給限度基準額	サービス提供体制強化加算Ⅰ	6/回	68 円	7 円	14 円	21 円
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	3/回	34 円	4 円	7 円	11 円
	緊急時訪問看護加算Ⅰ	600/月	6,840 円	684 円	1,368 円	2,052 円
	緊急時訪問看護加算Ⅱ	574/月	6,543 円	655 円	1,309 円	1,963 円
	特別管理加算Ⅰ	500/月	5,700 円	570 円	1,140 円	1,710 円
	特別管理加算Ⅱ	250/月	2,850 円	285 円	570 円	855 円
	ターミナル加算	2500/月	28,500 円	2,850 円	5,700 円	8,550 円

※加算の対象となるサービス

区分支給限度基準額算定対象となる加算

① 長時間訪問看護加算

特別管理対象者様に対して、1 時間以上 1 時間30分未満の訪問看護を行った後に、引き続き訪問看護を行い、1 時間30分以上となった場合に加算します。

② 複数名訪問加算

ご家族等の同意を得ていて、利用者様の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難な場合に実施し、加算します。

③ 初回加算

新規の利用者様と過去2ヵ月以上入院等により、訪問看護を受けていない場合に加算します。

④ 退院時共同指導加算

病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行った場合に加算します。

区分支給限度基準額算定対象外となる加算

① サービス提供体制強化加算Ⅰ

研修等を実施しており、かつ3年以上の勤務年数のある者が30%以上配置されている事業所に加算できます。

② サービス提供体制強化加算Ⅱ

研修等を実施しており、かつ7年以上の勤務年数のある者が30%以上配置されている事業所に加算できます。

③ 緊急時訪問看護加算(24時間連絡体制及び計画外の緊急時訪問看護)

当時業者は、利用者様又はご家族等からの電話等により、看護に関する意見を求められた場合、常時対応できる体制をとっています。利用者様又はご家族の同意を得て、その月の第1回目の訪問看護を行った日に加算します。

緊急時訪問看護加算を付けることに同意します。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____

代理人氏名 _____ (続柄:)

④ 特別管理加算(特別な看護措置がある場合に発生します。)

特別管理加算Ⅰ: 気管カニューレ・ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している等

特別管理加算Ⅱ: 酸素療法、人工肛門又は人工膀胱を設置している場合等

⑤ 看護・介護職員連携強化加算

訪問介護事業所と連携し、介護職員が痰の吸引等を円滑に行うために助言等の支援を行った場合に加算します。

⑥ ターミナル加算

終末期において、利用者・家族等と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた利用者様本人による意思決定を基本とし、他専門職種から構成される医療・ケアチームとしてターミナルケアの方針の決定を行い、実施し、記録した場合に加算します。

(2)実費

① 交通費

徒歩、自転車、バイクでの訪問は無料

訪問範囲圏外の場合：電車、バス、タクシーなどの交通機関は実費

② 死後の処置料：一律 20,000 円

③ サービス提供に関する記録の謄写：1 枚 500 円

④ 介護用品：実費

(3)その他

① 利用者様のお住まいでサービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気等の費用は、利用者様のご負担になります。

② 訪問看護サービスが介護保険の適用を受ける場合、原則として利用料の1割から3割をお支払いいただきます。

③ 提供を受ける訪問看護サービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。

項目	時間	単価	税込
看護師	30分未満	5,400 円	5,940 円
	30分以上1時間未満	9,400 円	10,340 円
	1時間以上1時間30分未満	12,900 円	14,190 円
理学療法士等	20分	3,400 円	3,740 円
	40分	6,800 円	7,480 円
	60分	9,100 円	10,010 円

※通常の利用時間以外のサービスは利用料が割増しとなります。

・早朝(6時～9時) 25%増

・夜間(18時～22時) 25%増

・深夜(22時～6時) 50%増

④ 当事業者は利用者様に対し、15日前後にサービス提供日、当月の利用料の内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求書に添付して送付します。

⑤ 毎月の利用料は、基本的に口座引き落としでお支払いください。

7. キャンセル料

利用日の前営業日の18:00までにご連絡いただいた場合 無料
 利用日の当日にご連絡いただいた場合 予定訪問の実費分の60%
 利用日の当日になってもご連絡いただかなかった場合 予定訪問の実費相当分
 (容態の急変や緊急入院等に関しては、この限りではありません。)

8. 苦情申立窓口

当事業所は、利用者様からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、訪問看護サービス等に関する利用者様の要望・苦情等に対し、迅速に対応します。

当事業所は、前項の苦情の内容等について記載し、当該等利用者様の契約終了日から2年間保存します。

(訪問看護サービス提供事業者相談窓口)

相談窓口担当者	株式会社一凛 いちりん訪問看護ステーション 練馬管理者 望月 祐輝
相談受付時間	9:00～18:00 (休業日を除く)
電話番号	03-5848-3257

(その他の相談・苦情受付窓口)

市区町村	受付窓口	練馬区役所 介護保険課
	受付時間	8:30～17:00
	電話番号	03-3993-1111
国保連	受付窓口	東京都国民健康保険団体連合会
	受付時間	8:45～17:30
	電話番号	03-6238-0011

9. 緊急時の対応

サービス提供中に用地あの変化等があった場合は、速やかに主治医・救急隊・緊急連絡先等に連絡いたします。

主治医	氏名	
	医療機関名称	
	所在地	
	電話番号	

緊急連絡先 (家族等)	氏名(続柄)	()
	住所	
	電話番号	

10. 事故発生時の対応

当事業所は、サービス提供に際し、利用者様に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者様のご家族等に連絡を行うと共に、必要な処置を講じます。

当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、当該利用者様の契約終了から2年間保存します。

当事業所は、利用者様に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

11. 身体拘束

ご利用者又は従業員の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

やむを得ず身体的拘束又は利用者の行動を制限する行為を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

12. 感染対策について

従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

また年1回以上の研修・訓練を実施し、新規採用時にも研修を実施します。

13. ハラスメント

サービス利用契約中に、ご利用者又はご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。
(叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す)

14. 高齢者虐待

事業者は、ご利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うと共に、従業員に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を年に1回以上実施する等の措置を講じます。新規採用時も研修を実施します。

15. 個人情報保護

事業者及び従業員は、正当な理由がない限り、甲に対する訪問看護サービスの提供にあたって知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らしません。

事業者は、従業員が退職後、在職中に知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

事業者は、ご利用者のご家族の個人情報をを用いる場合はご家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者又はご家族の個人情報を用いません。

16. 事業継続計画(感染・災害)

感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

また年1回以上の研修・訓練を実施し、新規採用時にも研修を実施します。

17. 委員会の設置

上記の11から16の項目において当事業所は毎年1月と7月の第3水曜日、その他必要時に委員会を開催します。また、その結果を従業員に周知します。

令和 年 月 日

当事業者は、訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

(乙) 事業者 株式会社 一凛

東京都練馬富士見台4-14-1

代表 濱野 信治

事業所名 いちりん訪問看護ステーション練馬

所在地 東京都練馬富士見台4-14-1

管理者名 望月 祐輝

説明者氏名

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、事業者からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(甲) 利用者 氏名 _____

代理人 氏名 _____

(続柄:)